

令和7年1月

お客さま 各位

昭和信用金庫

外国人のお客さまへの「在留カード」確認の実施について

平素は、昭和信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への一環として、在留期間の定めのある外国人のお客さまへ口座開設時に「在留資格」・「在留期間」の確認を実施しております。

すでに当金庫に口座をお持ちの在留期間の定めのある外国人のお客さまにつきましても、店頭窓口にて在留資格・在留期間（満了日）を確認させていただきます。在留資格・在留期間（満了日）を更新された場合は、在留カードをお取引店までご持参ください。

在留資格・在留期間（満了日）の確認に応じていただけないまま在留期間（満了日）が到来した場合や、在留資格・在留期間（満了日）が確認できる書類の提示に応じていただけない等の場合は、預金規定に基づき、お取引の全部または一部を制限させていただく場合があります。

在留カードを更新された際は、下記の資料をお持ちのうえ、お取引店窓口にお届けいただきますようお願いいたします。

※預金規定は当金庫ホームページに掲載しております。

《お持ちいただく書類等》

1. 在留期間更新後の在留カード（原本）
2. 預金通帳・キャッシュカード
3. お届け印

※お客さまごとに、当金庫への届出状況により、ご持参いただく書類等が異なります。事前にお取引店にご確認ください。

以 上